

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令案要綱

第一 建築基準法施行令、建設業法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものとする事。

（第一条、第三条及び第四条関係）

第二 空港法施行令の一部改正

地方管理空港における空港機能施設事業における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図るものとする事。

（第二条関係）

第三 附則

一 この政令は、一部の規定を除き、整備法の施行の日から施行するものとする事。

（附則第一項関係）

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

（附則第二項関係）

三 その他所要の改正を行うものとする。